

沼津市就学支援マップ

『就学支援』とは、いつも子供たちの笑顔が輝くように、個々に適した学びの場を保護者の皆さまと一緒に考え、見つけていくことです。

■保健センター

- お子さんの健康や成長について支援しています。
- ・妊婦・乳幼児健康診査
- ・幼児健康診査
(1歳6か月児、2歳児、3歳児、5歳児)
※2歳児は歯科健康診査
- ・健康・子育て相談
- ・予防接種



■教育委員会・沼津市立小中学校

小中学校における就学支援の取組

学校に入学してからも、続けてお子さんの成長を見守っていきます。継続した丁寧な支援を目指すための校内就学支援委員会です。

★日々の発達についての相談は、担任や各学校の特別支援教育コーディネーターにお声をかけてください。



【巡回相談】

心理士などで構成される専門家チームが年2回学校を訪問し、教育相談を行っています。

【通級指導教室】

- ・ことばの教室<言語> (第二小・愛鷹小)
- ・発達通級教室<発達>
(第四小・原東小・大岡小・原小・大岡南小・門池小サテライト・戸田小サテライト)
(第四中・原中・大岡中・戸田中サテライト)

【POINT】

発達通級は、専門家チームによる巡回相談実施後、就学指導委員会の審議を経てから決定します。

妊娠・出産

乳幼児期

年長

●市立小学校

●市立中学校

中学3年生



高等学校・大学等

お子さんの就学は、年長になる前から、早め早めに考えておきましょう。

■特別支援学級見学会

年長さんの保護者に限らず参加できます。市内全ての園(所)に、市からお知らせします。

■沼津市就学支援委員による幼稚園・保育園(所)・認定こども園訪問

沼津市の就学支援の取組(相談・支援)

9・12月で特別支援学級が適当と思われるお子さんの保護者を対象に教育相談を行います。お子さんの様子や気になることなどをお話してください。

※詳しくは裏面参照。

就学支援委員と、お子さんがどこで学ぶことがよりよいのかを一緒に考えます。

【POINT】12月までには就学先(通常の学級・特別支援学級・特別支援学校)を決定しておくことが望まれます。

個に応じた社会的な自立を目指します。

■こども未来創造課

- 保育所(園)・幼稚園・認定こども園の利用案内を行っています。

※こども未来創造課の『子育てガイドブック』をご覧ください。

●児童発達支援センターみゆき

【幼児ことばの教室】
ことばやコミュニケーション等が気になるお子さんの支援をします。

●子育て支援センター

沼津市ポータルサイトはこちら →



■こども家庭センター

- 児童と家庭に関する相談に応じています。

特別支援学級(知的)

特別支援学級(知的)

特別支援学級(自閉症・情緒)

特別支援学級(自閉症・情緒)

【POINT】小中学校から、県立特別支援学校に転入学する場合は、県の専門調査(教育相談)を受ける必要があります。

■県立特別支援学校(沼津特別支援学校・伊豆の国特別支援学校(大平・静浦・長井崎・戸田校区)・東部特別支援学校
沼津視覚特別支援学校・沼津聴覚特別支援学校)

●小学部

●中学部

●高等部



【POINT】個々の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導・支援が行われます。

就労

ご相談・お問い合わせは、沼津市教育委員会学校教育課 電話934-4809 FAX931-8977

■通常学級・特別支援学級・特別支援学校はどう違うのですか？

【通常学級】

- ・1学級の人数…最大35人
- ・学習…集団の中で、教科学習を行います。学習を少人数グループに分けて学習することもあります。



【通級指導教室】

- ・通常学級に在籍しながら、言語や発達の課題を改善又は克服していきます。

■沼津市の通級指導教室

☆言語通級…『ことばの教室』

第二小・愛鷹小

☆発達通級…『おひさま』※小学校

第四小・原東小・大岡小・原小・大岡南小

門池小(サテライト)・戸田小(サテライト)

☆発達通級…『燦(きらめき)』※中学校

第四中・原中・大岡中・戸田中(サテライト)

在籍校を離れる場合、保護者の送迎が必要になります。

【特別支援学級】

知的学級と
自閉症・情緒学級があります。

- ・1学級の人数…最大8人
- ・学習…教科学習と生活単元学習や作業学習を行います。自立に向けたきめ細やかな学習を行います。

<知的学級>

- ・自ら見通しをもって行動できるようにしたり、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣を身に付けたりすることを目標にします。

<自閉症・情緒学級>

- ・心理的な安定を促しながら、人とのかかわりを円滑にし、生活する力を育てることを目標にします。



【県立特別支援学校】

(沼津特別支援学校・伊豆の国特別支援学校・東部特別支援学校・視覚特別支援学校・聴覚特別支援学校 等)

- ・1学級の人数…最大6人

- ・学習…衣服の着脱、食事等の生活自立に向けた技能を学びます。生活単元学習を中心に、生活に関連したことを課題として学習します。(沼特・伊豆の国特支)

- ・学習…個々の状態に応じながら、学年相当の学習を行います。(東部・視覚・聴覚)

- ・個々の教育的ニーズに合わせたきめ細かい指導を行い、社会的な自立を目指します。



■小学校入学までの就学支援はどうなっているのですか？

| | |
|---|--|
| 年少～年中  | 【各幼稚園・保育所(園)での教育相談】 ○就学について心配のある保護者は、幼稚園、保育園(所)等に申し出て、教育相談を行ってください。 ※年長になる前から就学について相談したり、考えたりすることが大切です。 |
| 年長 4月 | 【アンケート調査】 ○沼津市教育委員会から、幼稚園・保育所(園)等へ「支援が必要と思われる子ども」についてアンケート調査をします。  |
| 5月 | 【第1回市就学支援委員会】 ○医療・心理・教育の専門家が、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な学びの場について検討します。 |
| 5～6月 | 【第1回園訪問】 ○沼津市就学支援委員が市内の幼稚園・保育所(園)に訪問し、お子さんの様子を見ます。 |
| 6月 | 【第2回市就学支援委員会】 ○訪問した園児の教育的ニーズに応じた適切な学びの場について検討します。 ○沼津市教育委員会は、県立特別支援学校での支援が必要かつ有効と考えられるお子さんについて、電話連絡を入れます。保護者の承諾が得られた場合、「県教育相談」の案内を通知します。 |
| 7～8月 | 【第1次県専門調査(教育相談)】 ○静岡県教育委員会の専門調査員が、お子さんの発達検査等を行い、適切な学びの場について保護者の意向を確認します。 |
| 8月 | 【第3回市就学支援委員会】 ○訪問した園児の教育的ニーズに応じた適切な学びの場について検討します。 |
| 8～9月  | 【第2回園訪問】 ○沼津市就学支援委員が市内の幼稚園・保育所(園)に訪問し、お子さんの様子を見ます。 ○沼津市教育委員会は、特別支援学級での支援が必要かつ有効と考えられるお子さんについて、電話連絡を入れます。保護者の承諾が得られた場合、「市教育相談」の案内を通知します。 |
| 9月 | 【第4回市就学支援委員会】 ○訪問した園児の教育的ニーズに応じた適切な学びの場について検討します。 ※特別支援学校・特別支援学級への就学を希望する場合、「承諾書」の提出が必要になります。 |
| 10月 | 【第5回市就学支援委員会&第1回市教育相談会】 ○訪問した園児の教育的ニーズに応じた適切な学びの場について検討します。 ○沼津市就学支援委員が、適切な学びの場について保護者の意向を確認します。 |
| 10～11月  | 【第2次県専門調査(教育相談)】 ○静岡県教育委員会の専門調査員が、お子さんの発達検査等を行い、適切な学びの場について保護者の意向を確認します。 ※特別支援学校への就学を希望する場合、第1次・第2次において県専門調査を受ける必要があります。 【就学時健康診断】 ○市教育委員会は、各学校において、お子さんの健康面、発育状況等についての検査をします。 |

| | |
|---|--|
| 11～12月  | 【第6回市就学支援委員会&第2回市教育相談会】 ○訪問した園児の教育的ニーズについて検討します。 ○沼津市就学支援委員が、教育的ニーズについて保護者の意向を確認します。 ※特別支援学級への就学を希望する場合、原則的にはここまで検討することが大切です。12月には就学先を決定します。 ※自閉症・情緒学級への就学には、医師の「診断書」等が必要です。 |
| 1月 | 【第7回市就学支援委員会】 ○園児の教育的ニーズについてまとめをします。 |
| 1～3月 | 【入学通知書】 ○沼津市教育委員会から、就学先の「入学通知書」を保護者宛に通知します。 【入学説明会】 ○各小学校において、入学説明会が行われます。入学にあたり、学校の教育方針、心構えを確認し、入学時に必要な学用品などの注文をします。 |
| 4月  | 【入学】 |

■小中学校の通常学級に在籍していて、就学先を変えるにはどうしたらいいのですか？

| 4月まで | 【各小中学校での教育相談】 ○就学について心配のある保護者は、各小中学校の担任や特別支援教育コーディネーター等に申し出て、教育相談を行ってください。 | | | |
|---|---|------------|------------|-----------------------------------|
| 7～8月 | 【各小中学校での教育相談】 ○保護者は、1学期末の三者面談等で、学校とよく話し合いを行ってください。 | | | |
| ～12月  | 【学校訪問】 ○必要に応じ、在籍中の児童生徒の様子を見に行くことがあります。 | | | |
| | <table border="1"> <tr> <th>特別支援学校転学希望</th> <th>特別支援学級転学希望</th> </tr> <tr> <td>○年間2回行われる県の専門調査(教育相談)を受ける必要があります。</td> <td>○各小中学校の教育相談で、市就学支援委員委員会の意見を確認します。</td> </tr> </table> <p>※特別支援学校・特別支援学級への就学を希望する場合、「承諾書」の提出が必要です。 ※どちらの場合も、保護者の意向だけでは転学はできません。その子の教育的ニーズに応じた適切な学びの場について沼津市就学支援委員会で検討し、判断します。 また、年度途中での転学はできません。</p> | 特別支援学校転学希望 | 特別支援学級転学希望 | ○年間2回行われる県の専門調査(教育相談)を受ける必要があります。 |
| 特別支援学校転学希望 | 特別支援学級転学希望 | | | |
| ○年間2回行われる県の専門調査(教育相談)を受ける必要があります。 | ○各小中学校の教育相談で、市就学支援委員委員会の意見を確認します。 | | | |
| 1～3月 | 【転入学通知書】 ○沼津市教育委員会から、就学先の「転入学通知書」を保護者宛に通知します。 | | | |
| 4月 | 【転校・入級】 | | | |